

被扶養者・任意継続組合員の方の健康診断

～ 特定健康診査を受診しましょう～

令和7年度中に40歳以上75歳未満に達する被扶養者および任意継続組合員とその被扶養者の方は、下表のいずれかの方法で健康診断（特定健康診査）を受診できます。

特定健康診査は、メタボリックシンドロームを早期発見・早期改善して生活習慣病を未然に防ぐために必要な健診です。1年に1度、健康をチェックするためにも必ず受診しましょう。

特定健康診査について
詳しくはこちら



巡回型特定健康診査を利用する場合、
今年度は婦人科検診のオプションに限り
1,000円補助！

	住民健診	医療機関	巡回型特定健康診査
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の被扶養者 任意継続組合員とその被扶養者（40歳以上75歳未満） 		現職組合員の女性被扶養者
受診場所	居住地の市町村役場が指定する場所	特定健康診査実施機関一覧（当組合ホームページ参照）	委託業者「㈱あまの創健」が指定する場所
持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査受診券 組合員証（被扶養者証）、マイナ保険証、資格確認書 		受診日前に届く受診票など
その他	健診日は、居住地の市町村役場へ確認してください。	予約時に特定健康診査が実施できるかを確認してください。	委託業者から届く案内書等により予約をしてください。

※当組合の人間ドック利用助成を受けた場合は、特定健康診査受診券は使用できませんのでご注意ください。

「特定健康診査受診券」の交付について

特定健康診査受診券は、5月下旬に対象者のご自宅へ送付します。

特定健康診査を受診するときは、「特定健康診査受診券」が必要となります（巡回型特定健康診査を除く。）ので、通知が届いた際は、必ず内容をご確認ください。

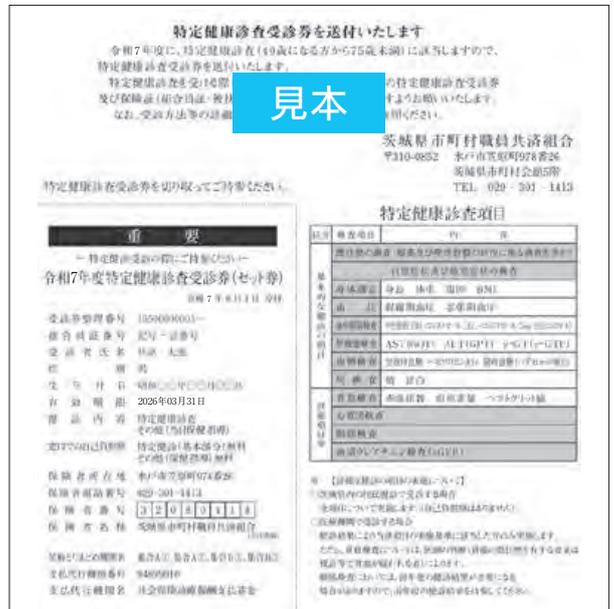
- ※4月1日時点の資格状況により交付します。
- ※「受診券」の交付前に住民健診を受けるときは、組合員証（被扶養者証）、マイナ保険証、資格確認書のいずれかで受診できます。



「巡回型特定健康診査」について

現職組合員の女性被扶養者の方は、巡回型特定健康診査を受診することができます。巡回型特定健康診査とは、皆さんがお住まいの地域の公共施設を健診会場として委託業者が実施する特定健康診査です。特定健康診査受診券送付の際に同封する案内をご覧ください、ご都合の良い日時・会場をインターネット（パソコン・スマートフォン・携帯電話）またはハガキで予約してください。

【委託業者】㈱あまの創健 【対象者】現職組合員の女性被扶養者



健診結果を提出していただいた方にQUOカードを進呈!!

～被扶養者の健診結果票を提出してください～

当組合では被扶養者の健康診断の結果を国に報告する必要があるため、被扶養者がお勤め先で受診した場合は、その結果票と未使用の特定健康診査受診券を当組合へ提出してください。提出いただいた方には、**QUOカード(1,000円分)を進呈**しますので、ご協力をお願いします。



詳細については、当該受診券の送付と併せてご案内します。

提出いただく書類

- ① パート先等で受診した健診結果票 (写)
- ② 特定健康診査質問票 (当組合から送付)
- ③ 特定健康診査受診券 (当組合から送付)

※現職組合員の女性被扶養者の方は、
全国巡回健診申込書も併せて提出してください。

受診率が50%を超えている
所属所に網掛けをしています。
受診率の向上にご協力を!



令和5年度被扶養者の特定健康診査受診率

令和5年度の当組合の平均受診率は**49.4%**であり、各所属所では次のとおりです。

被扶養者の健康診断の結果を含めて、健康状況・医療費情報を分析した結果をもとに保健事業を見直しています。より皆さんに合った保健事業を実施するために、ご家族の健康についても確認いただき、特定健康診査の実施・パート先での健診結果の提供にご協力をお願いします。

所属所	受診率 (%)	所属所	受診率 (%)	所属所	受診率 (%)	所属所	受診率 (%)
水戸市役所	47.9	稲敷市役所	35.1	湖北水道企業団	20.0	鹿島地方事務組合	53.6
日立市役所	51.4	かすみがうら市役所	50.0	茨城県南水道企業団	63.6	取手地方広域下水道組合	16.7
土浦市役所	55.0	桜川市役所	63.4	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	0.0	ひたちなか・東海広域事務組合	65.2
石岡市役所	56.6	神栖市役所	44.7	常総衛生組合	100.0	日立・高萩広域下水道組合	100.0
結城市役所	58.0	行方市役所	38.0	大宮地方環境整備組合	44.4	高萩・北茨城広域事務組合	100.0
龍ヶ崎市役所	48.4	古河市役所	52.5	清水丘診療所事務組合	—	下妻地方広域事務組合	50.0
下妻市役所	61.2	鉾田市役所	58.9	龍ヶ崎地方衛生組合	66.7	茨城租税債権管理機構	0.0
常陸太田市役所	58.6	常総市役所	52.5	さしま環境管理事務組合	52.6	利根川水系県南水防事務組合	—
高萩市役所	50.9	つくばみらい市役所	46.1	筑北環境衛生組合	66.7	地方独立行政法人茨城県西部医療機構	62.5
北茨城市役所	43.1	小美玉市役所	48.4	茨城地方広域環境事務組合	25.0	茨城県後期高齢者医療広域連合	—
笠間市役所	42.7	茨城町役場	44.4	大洗、鉾田、水戸環境組合	25.0		
取手市役所	43.1	大洗町役場	39.4	江戸崎地方衛生土木組合	57.1	計	49.4
牛久市役所	56.3	城里町役場	63.4	湖北環境衛生組合	100.0		
つくば市役所	45.7	東海村役場	44.8	筑西広域市町村圏事務組合	41.7		
ひたちなか市役所	49.4	大子町役場	39.5	茨城西南地方広域市町村圏事務組合	50.8		
鹿嶋市役所	44.2	美浦村役場	69.2	常総地方広域市町村圏事務組合	38.3		
潮来市役所	34.3	阿見町役場	51.8	鹿行広域事務組合	40.0		
守谷市役所	54.4	河内町役場	23.5	霞台厚生施設組合	50.0		
常陸大宮市役所	42.1	八千代町役場	60.0	稲敷地方広域市町村圏事務組合	47.1		
那珂市役所	50.7	五霞町役場	44.4	茨城県市町村総合事務組合	100.0		
筑西市役所	56.5	境町役場	56.3	石岡地方斎場組合	100.0		
坂東市役所	50.0	利根町役場	46.7	笠間地方広域事務組合	0.0		

※対象者がいない場合、受診率を「—」と表示しています。

お問い合わせ先

医療健康課(健康増進係) TEL 029-301-1413